

無煙たばこ・スヌースの健康への影響について

無煙たばことは、製品を燃焼させることなく使用するたばこ製品であり、スヌースを含む喫きたばこ、ガムたばこを含む噛みたばこなどの形態があります。無煙たばこは使用者への口腔がんなどの健康被害や、小児による誤飲の可能性が指摘されています。

詳しくは、厚生労働省のホームページ <http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/muen/> をご覧ください。

市保健相談センター
☎0994-41-2110

鹿屋市議会議員選挙の立候補予定者説明会を開催します

平成26年4月20日執行の鹿屋市議会議員選挙の立候補予定者説明会を開催します。

日時 2月20日(木) 13時30分

場所 市役所7階大会議室 ※関係書類をお渡ししますの
で認印を持参してください。

市選挙管理委員会(5階)
☎0994-31-1142

市役所本庁舎停電のお知らせ

電気設備修繕に伴う停電のため、市役所本庁舎内にある自動交付機(住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明の交付)は次の期間は利用できません。また、ホームページの閲覧もできません。ご理解とご協力をお願いします。

利用停止日 2月15日(土) 8時30分～13時
市総務課(3階)
☎0994-31-1127

「まちの保健室」を開催

日時 2月9日(日) 9時～15時
場所 ニシムタ鹿屋店
内容 健康相談・血圧測定・体脂肪測定・握力測定・血管年齢測定・標準体重算出 など

参加料 無料
関県看護協会大隅地区
(おぐら病院内)
☎0994-44-7171

春期「緑の募金」運動へご協力ください

森林環境の整備や、学校、公民館等の身近な緑化活動に活用されている「緑の募金」へご協力ください。

実施期間 2月1日(土)～4月30日(水)

募金窓口 市畜産林務課又は各総合支所産業建設課
市みどり推進協議会
(市畜産林務課内・2階)
☎0994-31-1118
各総合支所産業建設課



広報かのや193号の訂正について

1月10日発行広報かのや193号の20ページに掲載している『第20回美里あいら心わくわくウォーキング大会』の「雨天時は10日」は誤りでした。正しくは「雨天時は9日」です。お詫びして訂正いたします。

市秘書広報課(3階)
☎0994-31-1123

「オストメイトの集い」を開催

日時 2月5日(水) 13時～16時
場所 鹿屋医療センター1会議室
内容 市日常生活用具給付事業やストーマ造設と消化器系がんについての講話 など

参加料 無料
鹿屋医療センター「スキンケア外来」
☎0994-42-5101

ハートフルバレンタイン

申良ふれあいセンター展示ホールをきらきら満天のイルミネーションで飾ります。
期間 2月12日(水)～23日(日) 18時～21時30分
場所 申良ふれあいセンター1入口展示ホール
その他 2月15日(土)にミニコンサートを開催します。

申良ふれあいセンター
☎0994-63-5030

地域包括支援センターの事務所が移転しました

東部地区地域包括支援センター
笠之原町27番23号(寿8丁目薬局笠之原店跡)
☎0994-40-3751



北部地区地域包括支援センターサブセンター
輝北町市成1177番地(市成小学校跡)
☎099-485-1185



必ずチェック! 最低賃金

鹿児島県の最低賃金は、次のとおり改正されました。使用者も労働者もチェックしましょう。

最低賃金名称	時間額	効力発生日
地域別 鹿児島県最低賃金	665円	平成25年10月27日
産業別 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	710円	平成25年12月28日
百貨店・総合スーパー	685円	平成25年12月28日
自動車(新車)小売業	735円	平成25年12月27日

最低賃金は、臨時・パート・アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
最低賃金には、「臨時に支払われる賃金」「一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)」「時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金」「精皆勤手当・通勤手当・家族手当」などの賃金は算入されません。
※詳しくは、鹿児島労働局ホームページ

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)
をご覧ください。



鹿屋労働基準監督署 ☎0994-43-3385

防災行政無線戸別受信機の整備を進めています!

市ではあらゆる災害に関する情報をすべての市民の皆さんに提供し、いち早く避難を促すため、様々な手段による総合的な情報伝達体制の構築に取り組んでおり、その一つとして平成25年度から町内会に加入している世帯や事業所を対象に、防衛省の民生安定事業や合併特例債、緊急防災・減災対策事業債などを活用して戸別受信機の設置を進めています。

戸別受信機は災害時の緊急情報のほか、町内会放送を聴くことができる受信機で、無償で貸与することとしています。設置は強制ではありませんが、災害等の緊急情報の伝達手段であることから、次の町内会に加入している世帯で設置の申請をしていない人は、市安全安心課で申請をお願いします。

- 試験運用を開始している8町内会
共栄、新栄、西原3丁目、田崎、曾田、今坂、野里、上野
 - 設置工事を進めている35町内会
上谷、西原1丁目、西原2丁目東、西原2丁目西、西原2丁目中央、西原4丁目、郷之原、小野原、本町、向江、白崎、新川、打馬、新生、大浦、横山、下堀、川西、永野田、名貫、古前城、朝日町、北田東大手、大手、西大手、王子、緑山、寿2丁目、寿5・6丁目、泉ヶ丘、寿7丁目、大始良東、獅子目、高須、高牧
- ※町内会に加入していない世帯などについては、平成26年度から災害時の緊急情報を聴くことができる緊急告知FMラジオの貸与を開始します。

市安全安心課(3階) ☎0994-31-1124